

子育て応援コラム

問い合わせ先：幼保支援課 (☎ 457-2826)

市内77施設で利用できる！

こども誰でも通園制度

「こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)」は、全てのこどもの育ちを応援し、保護者の就労要件を問わず時間単位で柔軟に保育所などを利用できる新たな通園制度で、2026(令和8)年度から全国で本格的に実施されます。

2025(令和7)年度と比較して、市内で「こども誰でも通園制度」を利用できる場所が29施設増えました。

子育てに不安を抱えている人や、こどもに家庭とは異なる環境を体験させたい人はぜひ、お近くの施設を利用してみてください。



◆「こども誰でも通園制度」のポイント！

「こども誰でも通園制度」とは

普段保育所などに通っていないこどもが対象
1日1回(2時間)、月に10時間まで利用可能 ※詳細は下記参照

こどもにとってのメリット

家庭とは異なる経験や年齢の近いこどもとの関わりを通じて、こどもの興味関心が広がり、社会性が育まれる

保護者にとってのメリット

保育士などの専門家から助言を受けたり、他の保護者とのつながりが生まれたりすることで子育てについての不安が和らぐ

◆対象や料金など

対象者	生後6カ月から満3歳未満で、認定こども園・認可保育所・幼稚園・地域型保育事業・企業主導型保育事業に通っていないこども
利用時間	原則、1日1回(2時間)、1カ月の上限は5回(10時間) ※こどもの発達状況などに応じ、連続して2回(4時間)まで利用できる場合もあります
利用可能枠	1回2時間の枠(9:00~11:00、13:00~15:00など)を各実施施設で設定 ※各実施施設で設定している利用可能枠は「ぴっぴ」のHPから確認できます
利用料金	1回(2時間)あたり600円 ※食事の提供や制作活動の実施などにより、副食費や実費の徴収があります ※生活保護世帯、市民税非課税世帯、市民税所得割額77,101円未満の世帯は利用料が減免されます

◆利用までの流れ

- 1 **利用認定申請**
「ぴっぴ」のHPから申請をする。
[HP▶こども誰でも通園制度 ぴっぴ](#) (検索)
- 2 **こども誰でも通園制度総合支援システムの利用者登録**
登録したメールアドレス宛に「アカウント発行のお知らせ」が届く。
その中に記載されているURLからログインとパスワードの設定を行う。
- 3 **利用予約**
利用を希望する施設を、「こども誰でも通園制度総合支援システム」で予約する。
※ 初回利用時など、必要に応じて親がこどもの保育されている様子を見守る親子通園が可能



●子育て応援コラムでは、こども基本法の基本理念を踏まえて、ひらがな表記の「こども」を使用しています

【広告】 ※広告内容に関する一切の責任は、広告主に帰属します。浜松市が推奨するものではありません